2．北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、またこの文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認し、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄し、全ての関連する活動を直ちに停止するとともに、その他のいかなる既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。

3．決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰ及びⅡに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人又は団体並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不正な手段を通じたものを含む。）にも適用されることを決定するとともに、さらに、決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰに記載される個人及びそれらの代理として又はそれらの指示により行動する個人にも適用されることを決定する。

4．追加物品の指定を通じ、決議第千七百十八号（二千六年）8の規定及びこの決議により課された措置を調整することを決定するとともに、委員会に対し、このためにその任務を遂行し、この決議の採択から十五日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から七日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定する。

5．追加的な通常兵器に関連する品目、資材、機材、物品及び技術の指定を通じ、決議第二千三百二十一号（二千十六年）7の規定により課された措置を調整することを決定するとともに、委員会に対し、このためにその任務を遂行し、この決議の採択から三十日以内に安全保障理事会に報告するよう指示し、さらに、委員会が行動しなかった場合には、安全保障理事会がその報告の受領から七日以内に措置の調整のための行動を完了することを決定するとともに、委員会に対し、このリストを十二か月毎に更新するよう指示する。

6．委員会が、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）又はこの決議により禁止された活動に関連している又は関連していたことを示唆する情報を有する船舶を指定できるとともに、全ての加盟国が、緊急事態の場合若しくは船舶が出発港に戻る場合において入港が必要である場合又は委員会が人道的目的若しくは決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）若しくはこの決議の目的に適合するその他の目的で入港が必要とされると事前に決定する場合を除き、当該船舶が自国の港に入ることを禁ずることを決定する。

7．委員会が事前に個別の案件に応じて承認する場合を除き、自国民、自国の管轄権に服する者及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する団体が北朝鮮籍船舶の所有、リース、運航を行うことを例外なく禁止することを各国に対して要求している決議第二千二百七十号（二千十六年）20及び決議第二千三百二十一号（二千十六年）9に規定する措置が、北朝鮮籍船舶のチャーターに適用されることを明確にする。

8．決議第二千三百二十一号（二千十六年）26の規定を次のように改めることを決定する。

「北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、石炭、鉄及び鉄鉱石の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、自国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの物資（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁じることを決定するとともに、全ての国が、この決議の採択よりも前に書面契約が確定された鉄及び鉄鉱石の販売並びに取引のために、この決議の採択の日から四十五日以内に委員会に対して提供されるこれらの輸入品の詳細を含む通知を以て、この決議の採択の日から三十日までの間はこれらの貨物の自国の領域への輸入を認めることができることを決定し、さらに、信頼できる情報に基づき、北朝鮮外を原産地とする石炭であって、羅津（羅先）港からの輸出のみを目的として北朝鮮を通じて輸送されたと輸出国が確認するものについては、輸出国が事前に委員会に通報し、かつ、北朝鮮外を原産地とする石炭に関連するそのような取引が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係である場合、この規定が適用されないことを決定する。」

9．北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、海産物（魚、甲殻類、軟体動物、及びその他の全ての形態の水棲無脊椎動物を含む。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、並びに、全ての国が、自国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの品目（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁じることを決定し、さらに、全ての国は、この決議の採択よりも前に書面契約が確定された海産物（魚、甲殻類、軟体動物、及びその他の全ての形態の水棲無脊椎動物を含む。）の販売及び取引のために、この決議の採択の日から四十五日以内に委員会に対して提供されるこれらの輸入品の詳細を含む通知を以て、この決議の採択の日から三十日までの間はこれらの貨物の自国の領域への輸入を認めることができることを決定する。

10．北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、鉛及び鉛鉱石の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、及び、全ての国が、自国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの品目（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁じることを決定し、さらに、全ての国は、この決議の採択よりも前に書面契約が確定された鉛及び鉛鉱石の販売並びに取引のために、この決議の採択の日から四十五日以内に委員会に対して提供されるこれらの輸入品の詳細を含む通知を以て、この決議の採択の日から三十日までの間はこれらの貨物の自国の領域への輸入を認めることができることを決定する。

11．北朝鮮国民が、禁止されている核及び弾道ミサイル計画を支援するために北朝鮮が使用する対外輸出収入を生み出す目的で、他国で頻繁に働いていることに懸念を表明するとともに、全ての加盟国が、この決議の採択時に加盟国の管轄区域において提供されていた労働許可の数を超える追加的な北朝鮮国民の雇用が、人道支援の輸送、非核化又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）若しくはこの決議の目的に適合するその他の目的のために必要とされることを委員会が事前に個別の案件に応じて承認する場合を除き、この決議の採択の日の後いずれの日においても、この決議の採択時に自国の管轄区域において提供されていた北朝鮮国民への労働許可の総数を超えてはならないことを決定する。

12．委員会が事前に個別の案件に応じて合弁企業又は共同事業体を承認する場合を除き、各国が、自国民により又は自国の領域内において、北朝鮮の団体若しくは個人（北朝鮮政府の代理としてか代表としてかを問わない。）との間で新たな合弁企業若しくは共同事業体を開設すること、又は、追加投資を通じた既存の合弁企業の拡大を禁止することを決定する。

13．決議第二千九十四号（二千十三年）11の規定に含まれる禁止は、全加盟国の領域を通じた資金決済に適用されることを明確にする。

14．決議第二千九十四号（二千十三年）11、第二千二百七十号（二千十六年）33及び34並びに第二千三百二十一号（二千十六年）33の規定を履行する目的において、銀行によって提供されるものに相応する金融サービスを提供している会社は金融機関とみなされることを明確にする。